

役員等報酬規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人太田福祉記念会（以下「法人」という。）定款第 8 条、第 22 条、第 32 条第 4 項の規定に基づく、評議員、役員（理事・監事）及び顧問（以下「役員等」という。）、評議員選任・解任委員会運営規程第 4 条第 1 項の規定に基づく評議員選任・解任委員、苦情解決規程第 11 条第 1 項の規定に基づく苦情解決第三者委員、特別養護老人ホームの入所に係る規程第 5 条第 5 項に規定する入所検討第三者委員（以下「委員」という。）の報酬について定めるものである。

（報酬等）

第 2 条 非常勤の役員等又は委員に対する報酬は、別表により算定し、全額通貨で直接本人に支給する。

2 報酬は、非常勤の役員等又は委員が当該会議等に出席した都度支給する。

3 役員等又は委員から報酬の受領を辞退する申出があった場合は、これを支給しない。

4 役員等又は委員が職務のため出張をしたときは、この規程に基づく報酬のほか、役員等旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬からの控除）

第 3 条 報酬から、法令の定めるところにより所得税を控除する。

（当法人職員給与との併給）

第 4 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している役員等に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

（公表）

第 5 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の基準として公表する。

（改廃）

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けなければならない。

（補則）

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は平成 5 年 12 月 22 日から施行する。ただし、平成 5 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この規程は平成 12 年 5 月 22 日から施行する。ただし、理事長報酬については平成 12 年 4 月 1 日より適用する。役員報酬の平成 12 年 5 月 22 日までの該当分については、従前の規程による。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

職務の内容	報酬日額
• 理事会出席 • 評議員会出席 • 監事監査 • 所轄庁が行う監査の立会い	9,700 円
• 評議員選任・解任委員会出席 • 苦情解決又は入所検討委員会出席 • その他の会議又は研修会出席 • 法人業務のための出勤	5,400 円